

# 青森県報

第四千四百一号

平成三十年  
一月十九日  
(金曜日)

- 右 同……… (同) ……  
 ○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……… (構造政策課) ……  
 ○農用地利用配分計画の認可申請……… (会計管理課) ……  
 ○建設業者の許可の取消し……… (東青地域) ……  
 ○右 同……… (同) …… (構造政策課) ……  
 ○右 同……… (同) …… (選舉委員会) ……  
 ○右 同……… (同) …… (選舉委員会) ……

## 目次

## 正誤

- 生活保護法による介護機関の指定……… (政策課) ……

(政  
康  
福  
課  
社) : 一

- 右 同………  
 ○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……… (同) : 一

(政  
康  
福  
課  
社) : 二

- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……… (同) : 二

(政  
康  
福  
課  
社) : 三

- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……… (同) : 三

(政  
康  
福  
課  
社) : 三

- 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……… (同) : 三

(政  
康  
福  
課  
社) : 三

- 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……… (同) : 三

(政  
康  
福  
課  
社) : 四

- 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……… (同) : 四

(政  
康  
福  
課  
社) : 四

- 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……… (同) : 四

(政  
康  
福  
課  
社) : 四

## 青森県告示第三十六号

## 告示

- 平成二十九年十二月二十日定例選舉管理委員会中………

(選  
舉  
委  
員  
會  
管  
理) : 六

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者	名 称
株式会社アンド町田商田会	の関前市弘前西田大字境	の主たる事務所所在地	の主たる事務所所在地
管理指導養居宅	居宅介護事業所の種類	居宅介護事業所の種類	居宅介護事業所の種類
木下カ工薬局金	名 称	名 称	名 称
木町五所川原市菅原一二二金	所 在 地	所 在 地	所 在 地
元平成七一	指 定 年 月 日	指 定 年 月 日	指 定 年 月 日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者
株式会社町田商田 アンド町田商田	の主たる事務所の所在地
弘前市一字西田大字境	管居介護予防事業の種類
木サカエ薬局金	介護予防事業所名
五所川原市木町菅原一丁目	所在地
元・平成七・一	年月日指定期定

## 青森県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
式会社おしやラザ	株れ	名 称	居宅介護事業者
八城弘前市九丁目大字	八城東弘前市九丁目大字	所主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
訪問介護	類事業の種類	居宅介護事業の種類	居宅介護事業者
だんよんヘルパ花園	だんよんヘルパ花園	名 称	居宅介護事業所
八城弘前市九丁目大字	四取弘前市一丁目大字	所在地	居宅介護事業所
元・平成九・一	年月日	変更	年月日

青森県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
ク	ク	式会社おしやラザ	株れ	名 称	介護予防事業者
ク	ク	八城弘前市九丁目大字	八城東弘前市九丁目大字	所主たる事務所の所在地	介護予防事業者
訪問看護予防	訪問看護	訪問介護予防	訪問介護	類事業の種類	介護予防事業の種類
だんよん花園	だんよん花園	だんよん花園	だんよん花園	名 称	介護予防事業所
八城弘前市九丁目大字	四取弘前市一丁目大字	八城弘前市九丁目大字	四取弘前市一丁目大字	所在地	居宅介護事業所
元・平成九・一	年月日	平成九・一	年月日	変更	年月日

変更後	変更前
ク	ク
ク	ク
訪問看護	訪問看護
だんよん花園	だんよん花園
八城弘前市九丁目大字	四取弘前市一丁目大字
ク	ク

## 青森県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	年 廃 止
設 介護療養型医療施	弘前市大字賀田一丁目一	平成 元・三・三	
関医院中津軽診療所			

## 青森県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業者	年 月 日
関秀一	所主たる事務所の所在地	居宅介護事業者	
弘前市大字賀田一丁目一四の二	在地	居宅介護事業者	
疗養介護入所	類事業の種	居宅介護事業者	
軽診療所中津	名 称	居宅介護事業所	
弘前市大字賀田一丁目一四の二	所 在 地	居宅介護事業所	
平成 元・三・三	年 月 日	年 月 日	止

## 青森県告示第四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	居宅介護事業者	指 定
株式会社アンド町田町田商	の主たる事務所の所在地	の主たる事務所の所在地	
関秀一弘前市大字賀田二八境	在地	在地	
介護予防導養介護管理	類事業の種	居宅介護事業所	
木工サカエ薬局金	名 称	居宅介護事業所	
木町菅原市金五所川原市二	所 在 地	所 在 地	
平成 元・七・一	年 月 日	年 月 日	定

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業者	指 定
株式会社アンド町田町田商	の主たる事務所の所在地	の主たる事務所の所在地	
関秀一弘前市大字賀田二八境	在地	在地	
介護予防導養介護管理	類事業の種	居宅介護事業所	
木工サカエ薬局金	名 称	居宅介護事業所	
木町菅原市金五所川原市二	所 在 地	所 在 地	
平成 元・七・一	年 月 日	年 月 日	定

## 青森県告示第四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名 称	居 宅 介 護 事 業 者
〃		式会社「おししゃラザ株れ		所 主 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 者
〃		八弘前市東の九丁目大字		事 業 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 者
訪問看護		訪問介護		類 事 業 の 種 護	居 宅 介 護 事 業 者
だん シヨン 花	訪問看護	だん シヨン 花	ヘル パ ル パ ー	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
八城弘前市東の九丁目大字	四取弘前市上五丁目大字	八城弘前市東の九丁目大字	四取弘前市上五丁目大字	所 在 地	居 宅 介 護 事 業 所
〃		平成 元 ・ 九 ・ 一		年 月 日	年 月 日 変 更

## 青森県告示第四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名 称	介 護 予 防 事 業 者
〃		式会社「おししゃラザ株れ		所 主 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 者
〃		八弘前市東の九丁目大字		事 業 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 者
介護予防		訪問介護		類 事 業 の 種 護	介 護 予 防 事 業 者
だん シヨン 花	訪問看護	だん シヨン 花	ヘル パ ル パ ー	名 称	介 護 予 防 事 業 所
八城弘前市東の九丁目大字	四取弘前市上五丁目大字	八城弘前市東の九丁目大字	四取弘前市上五丁目大字	所 在 地	介 護 予 防 事 業 所
〃		平成 元 ・ 九 ・ 一		年 月 日	年 月 日 変 更

## 青森県告示第四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止した旨の届出があつたので、例による生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

大澤 ゆか  
売りさばき人の住所及び氏名  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町九八

名 称	所 在 地	施設の種類
関医院中津軽診療所	弘前市大字賀田二丁目一	介護療養型医療施
	六・三・三	平成年月日止

## 青森県告示第四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	所 在 地	居宅介護事業所	年月日
関秀一	主たる事務所の所在地			平成元・三・三
弘前市大字賀田一丁目一四の二	疗養介護所	居宅介護事業の種類		年月日
青森県知事	居宅介護事業者	所 在 地	年月日	廢止
弘前市大字賀田一丁目一四の二	軽診療所	名 称	年月日	平成元・三・三

## 青森県告示第四十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十九年十一月十九日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

農用地利用配分計画の認可申請  
**公 告**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告し、青森県農林水産部構造政策課においてこの公告の日から二週間一般の縦覧に供する。  
なお、当該農用地利用配分計画の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	住所又は所在地	申認請日可
久保田 勝二	弘前市大字土堂字早川二一の二	弘前市大字新岡字外ノ沢三二の三七〇	弘前市大字土堂字早川八	平成三・一・五
株式会社山本米菜園	五五の一	○の一	三戸郡五戸町大字土堂字早川八	
有限会社今藏	三戸郡五戸町大字倉石又重字北向三六	三戸郡五戸町大字倉石字石沢後六	三戸郡五戸町大字倉石石沢	
高橋 直巳				

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社サンルーフ・エコ

二 代表者の氏名 飯田一久

三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡二五五の一四七

四 許可番号 青森県知事許可（般一一八）第一〇〇八〇九号

五 取消年月日 平成二十九年十二月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

定に該当する。

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。平成二十九年十二月十四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**正 誤**

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

選挙管理委員会事務局

平成二十九年三月二十日 第43390号	発行年月日 番号
青森県選管委告示会員 連合(三上 武史)	区分 番号
号第八八	ページ 段
三 下 表中	行
社会民主党青森県 連合(三上 武志)	誤
社会民主党青森県 連合(三上 武志)	正

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭